

岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例

平成25年3月25日

市条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の公募及び選定に関し、必要な調査審議を行わせるため、法第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長及び岡山市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理候補者を公募するときの募集要項及び選定基準に関すること。
- (2) 公募による指定管理候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、調査審議させる公の施設を指定して、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を増員することができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、市長が必要と認める期間とする。
- 4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次条第1項及び第6項並びに第8条に係る議事は、委員の過半数が出席する委員会の会議において、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員10人以内で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 部会の調査審議が終了し、及び議決を行ったときは、部会長はその結果を委員長へ報告しなければならない。

6 委員長は、前項の規定による報告があったときは、委員会に諮るものとする。

7 第5条第3項の規定は、部会長について、前条（第5項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。